

Q5 入居してから気を付けることはありますか？

A

- 共同生活のルールやマナーを守り、みなさんが住みよい生活が送れるようご協力をお願いします。
 - ・ 犬、猫、鳩など、かご又は水槽等の中で飼えない動物の飼育やお預かりは禁止です。
 - ・ 団地内の共用施設の清掃は、入居者の皆さんで定期的に行ってください。
 - 住宅修繕について
 - ・ 修繕は、町が行うものと入居者が行うものとがあります。日常の使用に伴う消耗品の交換や備品の小修理等は入居者の負担となります。
- 町が負担する部分の修繕の必要が生じたときは、担当課に連絡してください。連絡なしに修理されると自己負担となってしまいます。

町が行う修繕

住宅や共同施設の基礎、土台、床、柱、壁、階段、屋根などの主要構造及び給排水管、電気設備の修理

(ただし、入居者の故意又は過失による修繕は入居者の負担になります。)



詳しくは入居された方に配布している

「町営住宅入居のしおり」をご覧ください。